

土佐町移住促進引越支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき土佐町移住促進引越支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 町は、Uターン者及び新規学卒者、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、土佐町への移住及び定住促進を図るため、移住する際の引越荷物の運搬に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Uターン者 次の(ア)から(ウ)の要件のいずれかに該当する者であつて、土佐町に5年以上の居住歴のある者が、定住の意思を持って再び土佐町へ移住する者をいう。

(ア) 町内に住所を有していない者であつて、高知県外に1年以上居住している者

(イ) 町内に住所を有して原則として1年を経過しない者であつて、町内に住所を有する前に高知県外に1年以上居住していた者

(ウ) 高知県外に所在する大学又は専修学校等に1年以上在学した者

(2) 新規学卒者 学校（中学校並びに学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業能力開発校をいう。）における教育課程又は訓練課程を修了した後1年以内の者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の

(1)、(2)、(3)の各号のいずれかに該当する者のうち、次の(4)、(5)(6)の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 転入日において18歳以上かつ34歳以下であるUターン者

(2) 転入日において34歳以下である新規学卒者

- (3) 転入日の属する年度の4月1日において18歳未満の世帯員を扶養している世帯主
- (4) 土佐町に5年以上、定住する意思のある者
- (5) 令和7年4月1日以降に引越し、土佐町に転入した者
- (6) 土佐町又は近隣市町村の企業等に就業し、又は起業した者（就業先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う場合も含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき
- (2) 土佐町税等の滞納がある者
- (3) 転勤又は入学若しくは通学の理由により土佐町へ転入する者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者（当該交付申請者の世帯員を含む。）
- (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付の対象として、町長が適当でないと認める者

（交付要件等）

第5条 補助金の交付要件、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、土佐町移住促進引越支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、土佐町移住促進引越支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記

載した書面を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

- 第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の決定通知を受けたときは、土佐町移住促進引越支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により町長に補助金を請求するものとする。
- 2 町長は、前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 別表2のいずれかに該当したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、土佐町移住促進引越支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

- 第11条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて土佐町移住促進引越支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）は、別表第3のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、前条第1項に該当する者がやむを得ない特別の事由があると認める場合は、当該補助金の返還を免除することができる。

(調査等)

- 第12条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(関係書類等の整備保管)

第 13 条 補助事業者は、補助金事業に係る帳簿及び証拠書類等は、補助金の事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第 14 条 補助金の事業又は補助事業者に関して、土佐町情報公開条例（平成 13 年条例第 16 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

交付要件	補助対象経費	補助金額	補助限度額
(1)補助金の交付の申請は、土佐町への転入日（住民票異動日）から 1 年以内であること。 (2)土佐町への転入日から 5 年間は、土佐町に居住する見込みであること。	引越事業者や運搬業者に依頼して行う、県外からの引越しに係る荷物の運搬に要する経費（荷物運送業者に支払った費用）	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た金額（1,000 円未満の端数を切り捨てた額）	100,000 円

別表第 2 (第 4 条、第 10 条第関係)

- 1 暴力団（土佐町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 3 号。以下「町暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第 3（第 11 条関係）

土佐町への転入日からの経過年数	返還（納付）額
1 年未満	補助金確定額の 100%
1 年以上 2 年未満	補助金確定額の 80%
2 年以上 3 年未満	補助金確定額の 60%
3 年以上 4 年未満	補助金確定額の 40%
4 年以上 5 年未満	補助金確定額の 20%